

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋の製造等に係る認定申請について

令和6年4月1日

小山広域保健衛生組合指定ごみ袋に係る認定は、「小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造の認定に関する要綱」（以下、「要綱」という）に基づき行います。指定ごみ袋を製造しようとする場合は、要綱を熟読し、内容を十分に理解してから申請してください。

1. 指定ごみ袋及び外袋の規格（要綱第2条、別表1、別図1、別表2、別図2）

- ① 指定ごみ袋を使用するのは小山市・下野市・野木町の住民と事業者（組合の施設で処理する事業者に限る）です。対象のごみの種類は「燃やすごみ」です。
※参考：令和4年度実績 58,222t（うち家庭：42,964t 74%、事業系：15,258t 26%）
- ② 指定ごみ袋の容量（相当）は15L、30L、45L、70Lの4種類ですが、形状（平型とU字型）や厚さの指定はありません。

【注意事項】

- ① 45Lと70Lの指定ごみ袋は、経済性に優れる厚さのものに加え、強度に優れる厚手（0.03mm以上）のものも製造するようにしてください。
- ② 住民や事業者の多様なニーズに応えるため、できる限り多くの仕様の指定ごみ袋を製造するようにしてください。
- ③ 別図1及び別図2のデータはWord形式またはpdf形式で当組合から提供します。

2. 指定ごみ袋製造の認定に係る申請について（要綱第4条）

- ① 認定申請にあたっては、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定申請書（様式第1号）と添付書類を提出してください。

【注意事項】

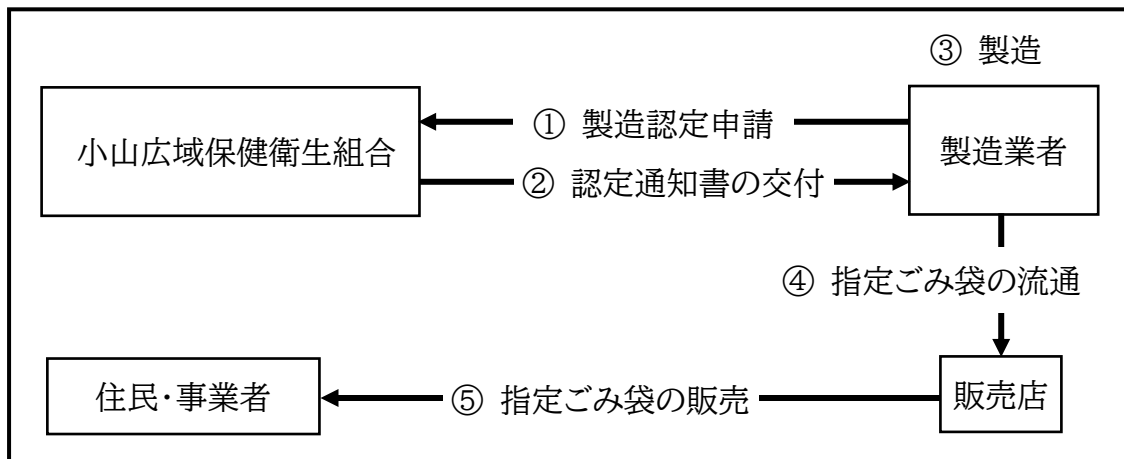
- ① 添付資料（4）指定ごみ袋及びその外袋の仕様書並びに見本品
 - ・仕様書の様式は問いませんが、材質・外寸・厚み・印刷内容の配置・環境配慮素材等の使用がある場合は、その内容が分かるものを提出してください。
 - ・見本品は流通品と同じものを提出してください。
- ② 添付資料（5）検査結果証明書
 - ・複数サイズの指定ごみ袋を製造しようとする場合、原料となるフィルムやその厚さが共通であれば、これを1種類とし、種類ごとに検査結果証明書を提出してください。
- ③ 添付資料（6）使用するインクの成分証明書
 - ・成分証明書は要綱の別表1に記載のカドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム及びその化合物、塩素化芳香族炭化水素を含まないことを証明してください。
 - ・複数サイズの指定ごみ袋を製造しようとする場合、使用するインクが共通であれば、これを1種類とし、種類ごとに成分証明書を提出してください。

- ④ 添付資料（８）他自治体での実績一覧表及び認定書の写し
 - ・実績一覧表は任意様式ですが、自治体名、認定日（契約日）、認定番号を記載してください。
 - ・添付する認定書の写しは、最も認定日の新しいもの１種類で結構です。

3. 指定ごみ袋製造の認定について（要綱第5条）

- ① 申請書（様式第1号）及び添付書類を審査し、認定通知書を交付します。
- ② 認定事業者は認定番号とともに当組合ホームページで公開いたします。
- ③ 申請書と同時に提出することが困難な添付書類については、一部（※）を除いて、後日提出することができます。ただし、正当な理由なく添付書類が提出されない場合や、提出の見込みが立たない場合は認定を取消すことがあります。また、製品の流通、販売は全ての添付書類が提出されてからでないとはできません。

※添付書類（1）、（2）、（3）、（8）は必須



4. 指定ごみ袋の流通について（要綱第8条）

- ① 販売店の指定はありませんので、当組合管内、隣接する自治体やインターネットでの販売等、各認定業者の販売ルートにより流通させてください。
- ② 販売価格は市場価格（自由価格）になります。
- ③ 指定ごみ袋制度は令和6年10月1日から移行期間が開始されます。それまでは周知期間となり、住民や事業者の混乱を避けるため、指定ごみ袋は令和6年9月1日以降に販売してください。

5. 製造の変更、廃止について（要綱第6、7条）

- ① 認定を受けた仕様の変更や、製造する袋の種類を追加したり、一部廃止する場合は、小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造等変更認定申請書（様式第4号）に必要書類を添えて提出してください。
- ② 指定ごみ袋の製造を廃止したい場合は小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造廃止届（様式第5号）に小山広域保健衛生組合指定ごみ袋製造認定通知書（様式第3号）を添えて提出してください。

6.その他

- ① 指定ごみ袋の品質管理は製造業者が責任をもって行ってください。苦情や不良品が発生した場合は、製造業者の責任において誠実に対応してください。
- ② 指定ごみ袋の規格は追加や変更を行う場合があります。これにより生じた一切の損害について、当組合はその責任を負いません。
- ③ 要綱第10条第2項の規定による認定の取消しとなった場合は、直ちに販売店等に流通している指定ごみ袋を回収し、廃棄物として適正に処理してください。